

事業再構築補助金産業構造転換枠申請者確認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本製鉄株式会社又はその子会社等の閉鎖等の影響に対応するために、国の事業再構築補助金の産業構造転換枠に申請する市内事業者に対し、日本製鉄株式会社又はその子会社等との取引割合を確認し、認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(確認申請)

第2条 市内事業者が国の事業再構築補助金の産業構造転換枠に申請するにあたり、日本製鉄株式会社又はその子会社等との取引割合が10パーセント以上であることについて確認を受けようとするときは、「市場縮小要件を満たすことの説明書（基幹大企業撤退）」（以下「説明書」という。）を市長に対して提出するものとする。

2 説明書には平成29年1月から現在までの決算の中から1期を選び、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 選択した決算期の全体の売上高が分かる資料（損益計算書の写し等）
- (2) 選択した決算期の日本製鉄株式会社又はその子会社等との年間売上高が分かる資料
- (3) 日本製鉄株式会社又はその子会社等との取引が分かる資料（勘定科目内訳明細の売掛金の頁等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(認定)

第3条 市長は、説明書に記載された内容を確認の上、内容が適切であると認めたときは、当該説明書の下欄に次のように記載して認定を行うものとする。

年 月 日

説明の内容に相違ないことを確認しました。

呉市長 新原 芳明

印

(認定基準)

第4条 申請者が、日本製鉄株式会社又はその子会社等と取引を行っている場合において、対象決算期の総売上のうち、日本製鉄株式会社又はその子会社等との取引割合が10パーセント以上であること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、当該取引割合の確認等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年3月30日から実施する。